

令和6年度 国民健康保険税税率等改定

●問合せ 住民課 内線257

■国民健康保険税率の改正内容

国民健康保険(以後、国保)の歳入不足を補うため、令和6年4月1日より国保の税率等を以下のように改正しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、税額の通知は7月(7月以降に加入された方は算定後)に送付されます当初納税通知書にてご確認ください。

■令和6年度 国保税率

()内は令和5年度の税率・金額・限度額

課税内訳	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	7.88% (6.20%)	2.88% (2.30%)	2.47% (2.00%)
均等割 ※1人当たり	35,400円 (24,000円)	11,800円 (8,000円)	12,300円 (9,000円)
平等割 ※1世帯当たり	23,000円 (22,000円)	8,000円 (7,000円)	6,300円 (6,000円)
限度額	650,000円	220,000円 (200,000円)	170,000円

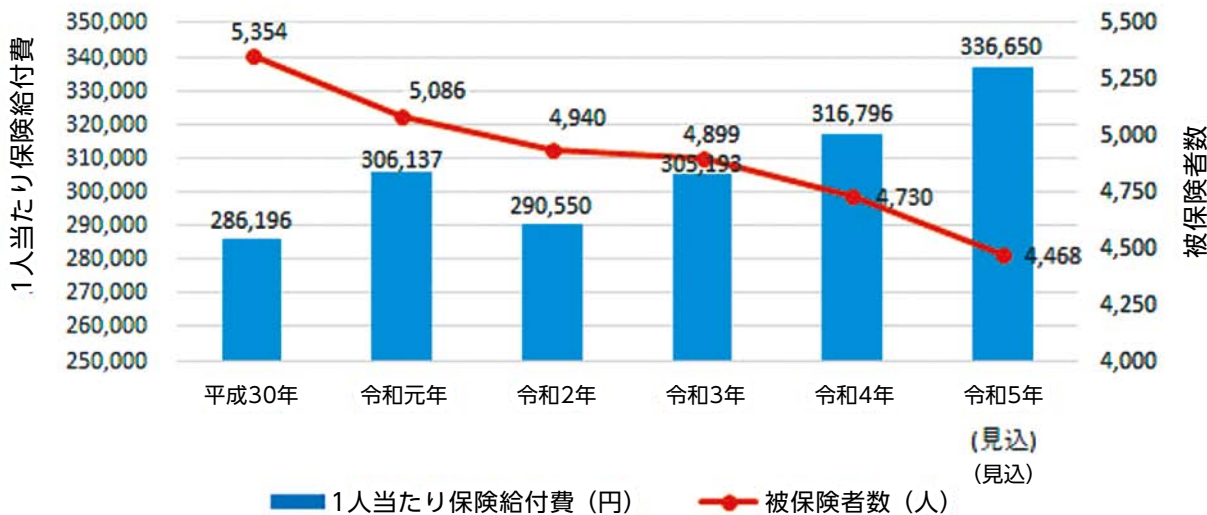
■改正の経緯

国保とは、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

近年、本町の国保被保険者数は減少していますが、1人当たり保険給付費(医療費)は増加し、国保の財政運営は厳しくなっています。

今後も被保険者数の減少、高齢化、医療費の増加傾向等は変わらないと判断し、令和6年度の税率を改定いたしました。

国民健康保険の被保険者数と保険給付費の推移



■年間保険税額の変化のシミュレーション

40歳以上夫婦 小学生以上の子ども2人 ※妻・子どもに所得なし

総所得金額	令和5年度国保税額	令和6年度国保税額	差額
43万円	54,300円	75,000円	+20,700円
159万円	212,200円	278,800円	+66,600円
257万円	369,400円	483,500円	+114,100円
350万円	503,300円	656,800円	+153,500円

65歳以上夫婦2人世帯 ※夫は年金収入のみ、妻は基礎年金のみのため所得なし

年金収入(年金所得)	令和5年度国保税額	令和6年度国保税額	差額
79万円(0円)	27,900円	37,500円	+9,600円
160万円(50万円)	52,400円	70,200円	+17,800円
211万円(101万円)	95,700円	125,100円	+29,400円
260万円(150万円)	165,300円	215,300円	+50,000円

～今後の保険税を抑えるためのお願い～

国保財政の健全化のためには、歳出の大半を占める医療費を抑制する必要があります。みなさんが健康であることが、最大の歳出抑制につながります。病気の早期発見・治療、あるいは生活習慣病の予防、改善のため特定健診や特定保健指導、がん検診などの各種健診の受診や日頃の健康づくりを心がけましょう。

また、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の効果的な利用や薬の飲み残しのご確認、「お薬手帳」の適正な活用(同様の効果の薬の重複処方を避けるために、複数持っている人は一つにまとめる、受診の際には必ず持っていく等)もお願いします。

■軽減判定金額の変更

軽減割合	現行	改正後
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者の数-1)以下	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者の数-1)以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者の数-1)以下	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者の数-1)以下

～マイナ保険証をご利用ください～

マイナ保険証をご利用いただくことでメリットが3つあります。

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、みなさんの保険税で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。